

2020年6月9日

株式会社中部プラントサービス

「くるみん認定」を取得

当社は2020年5月27日、仕事と子育ての両立支援に取り組む企業として、厚生労働省が次世代育成支援対策推進法に基づき実施している「くるみん認定」を取得しました。これは、厚生労働省が設けた10の基準をもとに当社で作成した「第3期一般事業主行動計画」の目標を達成したことによるものです。

2020年4月からは「第4期一般事業主行動計画」を策定しホームページ内に掲載し、育児休業制度の拡充や従業員の意識改革に取り組んでおります。

今後も当社は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、安心・安全に育成されるよう、働きやすい職場環境の醸成に努め、仕事と子育ての両立の実現を目指してまいります。

【第3期一般事業主行動計画に対する達成状況】

①行動計画の周知

- ・育児休業（育児・介護休業法）、育児休業給付（雇用保険法）、産前産後休業（労働基準法）等の諸制度についてのパンフレットを作成し従業員へ周知。

→仕事と子育ての両立支援マニュアルの作成

②育児休業制度の拡充

- ・育児休業法を上回る制度の整備を図る。
- 勤務時間短縮措置の適用期間の変更（小学校1年生終期から小学校3年生終期に変更）
- ・男性の育児休業取得を実現する。

→3名の男性従業員が取得

③働き方の見直し

- ・仕事と子育てを両立する働き方の見直しに向けた、環境整備・意識改革を図る。

→フレックスタイム勤務、フレキシブルシフト勤務や計画休日制度を導入

→ノー残業デーや早期退社デー等を設定し、早期退社意識の醸成

④経済的負担の軽減

- ・経済的支援の見直しを行う。

→家族手当子女の支給人数条件の廃止



【お問い合わせ先】株式会社中部プラントサービス 総務部 052-679-1200